

法律をもっと身近に

# ほうてらす

46

2019.9

# 災害と法律

## 坂本 龍一さん



日本司法支援センター  
法テラス

P8-9

**P10**

P11

P12

## 切って貼って法テラス

私法に於けるもの。

あつて人と「法」も  
むすぶがは様、  
法にこそがあるから。  
もうあなたに、いめられたり、  
いやなこともおぼれたり、うづらこ  
で抱きつたうたふがまん  
しなごすぐに（胸）おこそ  
くだたり。解決には立つ法律。  
制度や相談を、おのれにまかせ  
うまそう。

[illegible]

法律相談の  
総合案内所

0570  
078374

平日9じ~21じ 土9じ~17じ  
日おやすみ

法テラスの流れ



©photo by Ikuro Suzuki

災害が発生するたび、よく耳にするトラブルです。でも実際に自分が当事者になってみると、どうしていいかわからないものです。民法の606条では「賃貸物の修繕」に「賃貸人は、賃借物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。」とあります。ヒビ割れの部位や程度、修繕にかかる費用等にもよりますが、基本的には貸主に修繕を行う義務があります。それでも修繕に応じてもらえない場合は、使用できない割合に応じて家賃の全部または一部の支払を拒むことができます。借主が自費で修繕して、その修繕費を貸主に請求する事もできます。貸主が修繕費を支払わない場合は、修繕費と家賃を相殺することもできます。ただし、修繕の原因や必要性などは、修繕してからでは分からなくなりト

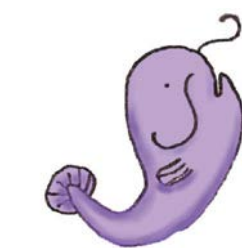


ラブルになる可能性があるのです、自分だけで判断せず、まずは弁護士などの専門家に相談しましょう。また、災害救助法という法律に、修繕費を支給してもらえる応急修理制度があります。大家が修繕に応じない場合には、借主も利用できる制度です。利用可能な要件や損傷の程度がありますので、詳しくは市役所などの行政機関に相談してみてください。

国土交通省の「標準旅行業約款」では、「旅行者は、天災地変が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいときには、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができる」と定めています。多くの旅行会社では、基本的にこの「標準旅行業約款」に従い、おのおの会社の約款を定めています。具体的には予想される災害の内容やその時の交通状況によって、その判断は異なりますので、申し込む際に必ず確認しておいたほうがよいでしょう。連絡や確認をせずに自分の判断のみで旅行に参加しなかった場合には、キャンセル料や違約金を請求される可能性がありますので、注意してください。また、近年のデジタル化によ



り、旅行の申込方法は多様化しており、ツアー会社を通さずに自分で宿泊施設や交通機関の予約をする場合もあります。自分がどのようなツールで予約をし、その連絡先はどこなのか、また、どのような契約なのか、申し込む前にしっかりと確認することも大切です。



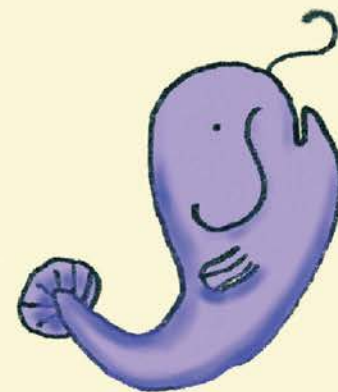
## Q1 住まい

地震で、住んでいる賃貸マンションにヒビ割れ。大家に言っても不動産屋に言っても修繕してくれません。自費で直して後で請求したら、払ってもらえるのでしょうか。



## Q2 旅行

明日から旅行会社のツアーを予定しているのですが、目的地では豪雨被害が始めており、キャンセル料がかかります。キャンセル料はかかるのでしょうか。



Earthquake



Heavy rain

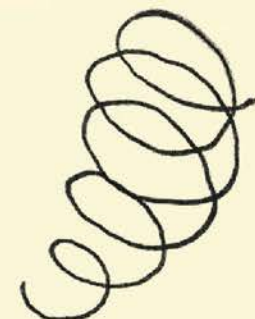


Flood

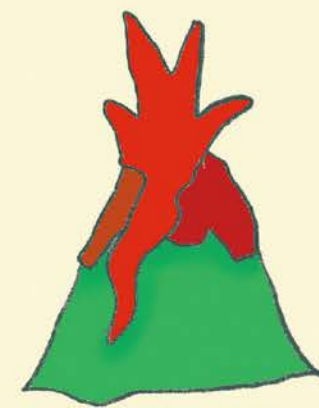


Thunder

# 災害と法律



Tornado



Eruption



Tsunami



Landslide

2018年は大阪府北部地震や平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、北海道胆振東部地震など数多くの大きな災害に見舞われた1年でした。被害もこれまで私たちが経験したことのない規模のものが多くなっているように感じます。実際に災害にあうと、何をどうしたらよいか、何から手をつけたらよいか、わからないものです。今回の特集では災害のときに起こりやすいトラブルをもとに、皆さんの支えとなる法律はどうなっているのかをご紹介します。



### Q3 土砂

自宅に土砂が流入してきました。自分で片づけなければならぬのでしょうか。また、その費用はどうなるのでしょうか。

災害からの復旧の第一歩を踏み出すにあたり、災害によって発生するがれきや土砂の撤去が障害となる場合があります。近時の災害では、ボランティアの方々による支援も一層広がりを見せていますが、そもそも、撤去に関する責任は誰にあるのでしょうか。

私有地の土砂の撤去は、流入先の所有者は、流入元の所有者に対して撤去を求めることができません。ただし、この土地から流入したのかわからない場合には、自己の費用で撤去するしかありません。災害に関する土砂やがれきの撤去は、国からおおまかな指針は示されていますが、運用の細部は、各市町村が決められています。

昨年の西日本豪雨では、多くの地方公共団体が私有地の土砂についても地方公共団体による

撤去を実施しました。ただ「人力では撤去が困難なもの」といった利用の要件がある場合があります。また、自費で撤去を行った場合の費用の支援（補償）制度もありました。

近年の災害の多発を受けて、災害支援も一層柔軟で細やかに運用されるようになっていきます。お住いの地方公共団体からのお知らせをよく確認し、利用できる制度があるか確認してください。



### Q5 二重ローン

家の中はようやく片づいたけど、修繕費や建築費がかかり二重ローンでお金が大変。なにか利用できる支援制度はありませんか。

家も再建し、やっと普段の生活を取り戻せたと思っても、今度は住宅ローンなどが重なって困ることがあります。

そこで国は、被災者生活再建支援法を定め、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた方に、生活の安定のため支援金の支給を行っています。住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」があり、最大で300万円の支援が受けられます。申請窓口は市町村です。

二重ローンの改善策として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」という制度もあります。これは、災害により債務の支払いが困難と見込まれるなどの一定の要件を満たす場合に利用できる、債務整理の方法です。住宅ローンだけでなくクレジット



ローンや自動車ローンでも利用が可能です。

この制度は弁護士などの「登録支援専門家」による手続支援を依頼する必要があります。登録支援専門家の費用は無料です。ただし、このガイドラインの利用にあたっては特定調停の申立てをすることが必要ですが、特定調停手続の利用に関する費用は原則自己負担となります。



### Q4 罹災証明

被災した住宅には災害支援金がもらえると聞きました。でもどう見ても家は全壊なのに、判定は半壊でした。審査のやり直しや異議申立てはできますか。

私たちが生活する上で必要不可欠な、住宅。災害で被害を受けると、その再建はとてもお金がかかるものです。国は様々な支援策を設けていますが、その際に重要になるのが被害の程度を証明する「罹災証明書」です。

罹災証明書は、誰が、どこで、どの程度被災したのかを証明するための書類で、調査員による調査が行われ、判定となります。その内容は、「全壊」「大規模半壊」「床上浸水」など被災の程度により変わり、それによって受けられる支援や減免制度が異なります。

その判定に納得がいけない場合には、市町村に不服申立て（再調査依頼）ができます。罹災証明を前提とする被災者生活再建支援法による支援金の支払いなどを定めた決定に対して不服申立てをするなどの方法が考えられます。実際

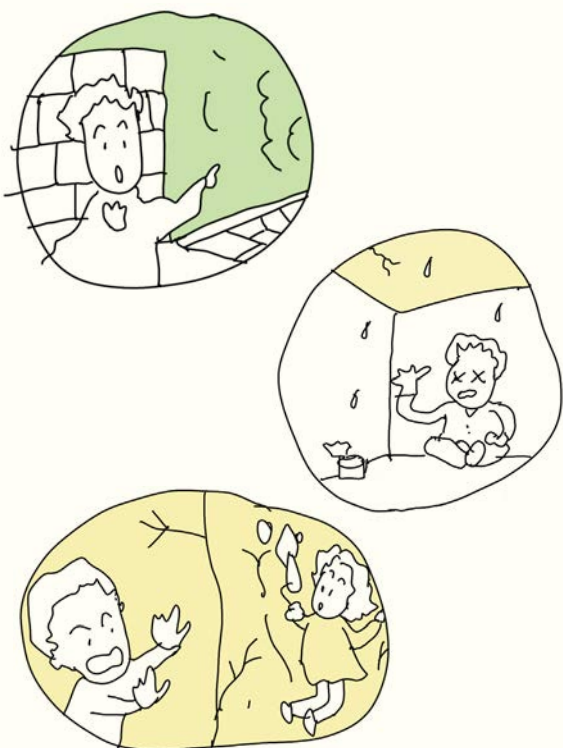
に判定に納得できないケースも多く、平成28年の熊本地震では6000件を超える不服の申立てがあったそうです。できれば納得した判定となるよう、自分でも不動産鑑定士や建築家などの専門家に相談したり、資料などを用意しておくといでしょう。



#### コラム 防災

### いざというときに、動けるために

災害が起きると防災の大切さを改めて感じ、日頃から備えなければと分かっているけれど、なかなかその時にならないと、動けない。備えようとしても、どこで情報を集めればよいのか、わからない。そんな方が多いのではないのでしょうか。首相官邸のホームページでは、「防災の手引き」いろいろな災害を知って備えよう」というページを作成し、様々な災害の種類について、なぜその災害が起きるのか、どう行動すればよいのかといった情報を掲載しています。さらに、災害ごとのエピソードも載っており、読むと自分事として捉えやすくなると思います。ぜひ一度ご覧ください。



首相官邸：防災の手引き

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html>

# 教授、災害と法律のこと、 教えてください。



坂本龍一アルバム『async』  
津波ピアノの音色が聴ける。



「東北ユースオーケストラ」メンバーの自発的な活動が坂本龍一さんたちの心も動かしている。  
<http://tohoku-youth-orchestra.org/>

（災害と支援について、気を付けてほしいのは、自分にできる支援も、相手に必要な支援も、刻々と変わっていく。災害直後の電気や食べ物、住む所がない状態に、音楽家がドヤドヤ音楽届けに来ました、といっても全く場違いだ。支援する側はよかれと思って押しかけてしまいがちだが、それはやっちゃいけない！いつも自分を戒めています。

## （こどもの音楽再生基金」のこと）

被災し、学校の備品である楽器が壊れたので、直して使えるような楽器は直そうと、全国の楽器メーカーさんと現地にたくさんある楽器店さんに声をかけ、約2千の楽器を一年目に直しました。これが「こどもの音楽再生基金」です。その後、子供たちによるコンサートを3年間やりました。当初3年で終わるはずでしたが、せっかくできた東北の子供たちとの繋がりが名残りおしく、発展的に「東北ユースオーケストラ」を作りました。

## （東北ユースオーケストラ）

一番嬉しかったのは、直接の被災者ではない子どもたちが自発的に、被災者支援の交流を始めたこと。被災者のオケといわれても、団員の中には大きな被害を受けていない子も多いのです。そこで自分たちで話し合い、仮設住宅を訪問して直接被災の体験を伺ったり、音楽をプレゼントしたりしています。東北にこだわる理由は、まあ「意地」だなあ。確かに世間はどんどん忘れちゃう。3・11以降も毎年のように日本のあちこちで災害がある。温暖化、原発、水害、地震。身体がたくさんあればあつちもこつちもやりたい。でもそうもいかない。そのなかで、せっかくできた繋がりがりだから、東北のことは忘れないよ、という気持ちは強いです。売名行為だ、という人がいるけど社会的な発言や活動にはエネルギーも回数もお金もかかる。売名行為をやるなら、もっと楽に、もうちょっと効率よくやりたいね。こんなメンドくさいことはしたくないですよ。人はいろいろ言うから面白いけど。

（津波で被災した津波ピアノを修復しますが、人に例えるような感覚ですか。）  
「async」というアルバムで演奏しています。

ウチの父とも懇意にしていた水上勉さんの晩年の書『土を喰う日々』が好きなのですが、水上さん、晩年は自分で畑を耕していて、人間が食べるものは土が作っているの、つまりは土を食べているのだ、という思想に至るのですね。その『土を喰う』という言葉がとても好きで、それを思い出しました。自然の

見方を変え、人間と自然が対立しない生き方を模索することですね。

## （音楽やアートが災害に対してできること）

吹き出しや寄付ではなく、音楽やアートに何ができるかとなると、究極的には災害の意味を咀嚼して自分の作品として表すことだと思えます。被災された人達に何ができるか、ということとはまた別ですが。人間の文明と自然との対立という事実を受け取り、よく考え作品にする、ということはいつまでも終わりがたい。今もずっと考えています。被災された方に対しては、東北ユースの子どもたちが自主的に仮設住宅へ行ってバイオリンで「ふるさと」を弾くと、聴いている方々が涙される。そこに音楽の持つ慰めや緊張をほぐす力を感じます。ただそれを自己目的化し、慰めてやるんだとか、泣かせてやるんだとかになってしまったら音楽もアートも終わり。肉親を失った心にぽっかり空いた穴はいつまでも埋まらないので、5年経っても10年経っても、音楽を演奏しているときにその穴にちょっと引っかけるといふか、感じるものはあると思います。

（法律が災害にできること、聞いてもいいですか。）

あ、はい、ひとつ言っているんです。3・11のときに強く思ったのですが、前例のないような巨大津波でしたよね。しかし行政は前例主義です。岩手県住田町は林業が盛んで被害が酷かった陸前高田の山側の隣町。自分たちの山から出た木材で仮設住宅を百棟作り被災

者を受け入れようとした。ところが行政の決まりで木材の仮設住宅は仮設住宅ではない。そこで、県から援助金が出なかった。住田町の町長は「わかった全部住田町でやろう」と3億円を捻出しました。僕たちはツイッターでこれを知り、見捨てておけないと（坂本龍一さんが代表の）more treesで支援し、寄付集めを始めました。陸前高田にも行き、被災した方々にもお会いしました。前例のないことが起こっているのに、昨日までの法律や決める事で対処しようとしている行政はおかしいと思います。市民を守るのが最も大事なはず、それに則した特別立法を作り、例外措置をする。前例は作ればいい。何度も言いますが前例のないことが起こったのですから。

## （法律が頼りになると思ったことはありませんか）

だいたい崩しになったとはいえ、法律の頂点である憲法のおかげで、戦後70年以上も戦争に参加せず、武力攻撃もされずに日本がやってこられたというのはとても素晴らしいことだと思えます。現実的にはアメリカの核の傘の下というのもあるのでしょうか。やはり憲法が戦争をしないための武器になってきたんじゃないかなと思います。そもそも憲法というものは、歴史的に、権力の暴走を抑えるためのもの。それが立憲主義であって、そのことを知らない人がいるというのが残念。

僕は昔は人が決めたことに従うのが嫌いで、ルールは自分で作るという人でした。ギャグじゃないけど、赤信号で渡るなって誰が決めたんだオレは関係ない、みたいなところが

あって。でも還暦過ぎて思うのは、いくら僕が作ったルールだといっても人は納得しないだろう。だったら自分の感情とイコールではないとしても、感情で突っ走るより、誰もが納得せざるを得ないルールを使って物事を進める方がよい、と。

（法テラスはご存知でしたか。）知りませんでした。でもいいこと聞きました。頼るところがないと思っている人が非常に多い、ほとんどの人がまだ知らないと思う。困ったらこういうところに電話すべきだね。怖い人の言いなりになる必要はないんだと。法律的に本当にそうなのか、強制力があるのか、怖いことされても仕方がないのか、わからない人が圧倒的に多いと思います。

## プロフィール

坂本龍一（さかもとりゅういち）作曲家、音楽家。東京芸術大学大学院修士課程修了。1978年細野晴臣、高橋幸宏と「YMO」を結成、1983年に散開。『戦場のメリークリスマス』（1983年）で英国アカデミー賞音楽賞、『ラストエンペラー』（1987年）でアカデミー賞作曲賞、ゴールデングローブ賞最優秀作曲賞、グラミー賞映画・テレビ音楽賞を受賞。1999年オペラ『LIFE』以降、環境・平和活動に関わることも多く、論考集『非戦』の監修、森づくりを推進する「more trees」の設立など活動は多岐にわたる。

坂本龍一さん代表の社団法人more trees（モアツリーズ）の被災地支援プロジェクト「LIFE311」。東日本大震災発災後に岩手県住田町が町単独で建設した木造仮設住宅の建設費用を支援し、さらに東北の厳しい冬を乗り切るための木質ペレットストーブを寄贈することを目的に民間からの善意を募っている。  
<https://www.more-trees.org/>  
<http://life311.more-trees.org/>

政令で指定された  
被災地域の方は

災害で困った。

解決の糸口を見つけない。

「情報提供」と「無料法律相談」の  
そんなときは法テラス。

解決に  
役立つ

## 「無料法律相談」むりょうほうりつそうだん

東日本大震災では、従来の法律のみでは十分な対応ができず、東日本大震災のために新たに震災特例法(※)が制定され、法テラスは、それに基づいて活動を進めてきました。その経験等を踏まえ、より迅速に災害の対応にあたるため、平成28年に法テラスの活動根拠となる総合法律支援法そのものが改正され、大規模災害で被災された方に対する新制度が設けられました。

できます。

### ①震災特例法による支援(2021年3月まで)

震災が発生した3/11に災害救助法で指定された地域に住所などがあった方は、どなたでも、無料で法律相談ができます。そのほかにも、法テラスの弁護士費用の立替制度を使って、弁護士などに依頼することもできます(例:原発ADRなどの早期解決手続き)。

### ②総合法律支援法改正でできた新制度による支援

(これまでの実績:熊本地震、平成30年7月豪雨の被災地支援)  
円滑な法律相談の実施が必要と政令で指定された災害で、災害救助法で指定された地域に住所などがあった方は、災害発生から1年を期限とし、どなたでも無料で法律相談ができます。

東日本大震災:2012年～2018年までで30万件以上  
熊本地震:2016年4月～2017年4月までで約1万件  
平成30年7月豪雨:2018年7月～2019年6月までで約1万8千件

一人でも多くの方にご相談いただくために様々な取組をしています。

- 岩手県、宮城県、福島県に7か所の新しい被災現地の法テラス事務所を設置しました。
- 避難所などへ巡回相談をしています。
- 寝たきりなどで外出が難しい方のご自宅などへ出張相談をしています。
- 車内でも法律相談ができる「法テラスカー」を作りました。



どんなサービスなの?

どれくらい利用されているの?

## 法テラスの

## 被災者支援の歴史

2006年 4月

法テラス設立

2011年 3月11日

東日本大震災発生

10月

宮城県南三陸町に、被災地出張所(法テラス南三陸)を開所、以後、岩手県・宮城県・福島県に出張所を開設し、計7か所に拡充

11月

東日本大震災専用フリーダイヤル「震災法テラスダイヤル」開始

2012年 4月

東日本大震災被災者に対する援助のための「法テラス震災特例法(※)」が3年の期限で施行

2015年 3月

3年の期限だった震災特例法がさらに3年延長

2016年 4月

熊本地震発生

5月

「震災 法テラスダイヤル」にて熊本地震に関する受付開始

6月

総合法律支援法が改正され、大規模災害で被災された方への「無料法律相談」が可能に

7月

熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始

2018年 3月

東日本大震災被災者に対する援助のための「法テラス震災特例法」が、2度目の延長(2021年3月まで)

6月

「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」発生

7月

「震災 法テラスダイヤル」で「平成30年7月豪雨」に関する受付開始。「平成30年7月豪雨」被災者への「被災者法律相談援助」開始

9月

北海道胆振東部地震発生  
北海道胆振東部地震に関する情報提供開始

## 「情報提供」じょうほうていきょう

災害の被害にあわれた方が抱えている様々な問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っています。

どんなサービスなの?

### ①電話でのお問合せ

サポートダイヤル(0570-078374)のほか、東日本大震災など一部の災害ではフリーダイヤル(0120-078309)でもご対応しています。

### ②メールでのお問合せ

法テラスのホームページから24時間お問合せいただけます。

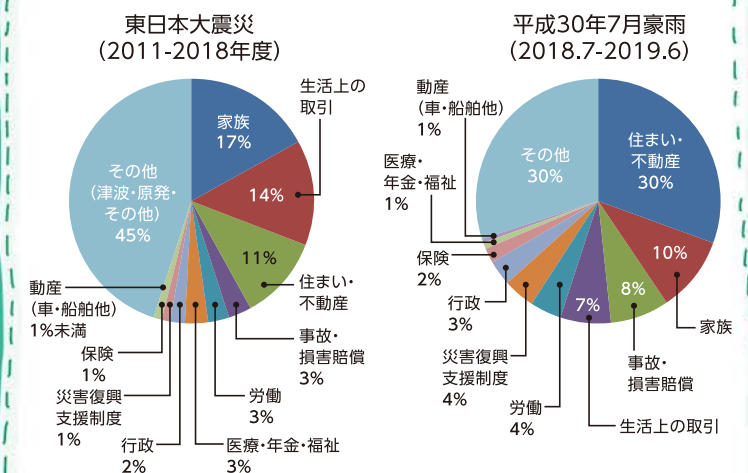
### ③法テラスホームページでの検索

災害に関するよくあるお問合せとその回答をHPで紹介しています。東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震では特設ページを設けました。

### ④窓口でのお問合せ

全国の法テラスの窓口で、面談でのご対応もできます。

災害発生当初は「住まいや不動産」に関する問合せが多く、時間が経つにつれ、「家族(相続を含む)」や「生活上の取引」に関わる問合せが増える傾向にあります。



※ 法テラスのサポートダイヤル調べ

※正式名称：東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律



全国各地の法テラスの法律事務所働くスタッフ弁護士

# スタ弁がゆく

― 法テラス宮崎法律事務所 ―



## 親しみやすい、頼れる。

法テラス宮崎法律事務所がある宮崎市は、温暖な気候で、プロ野球やJリーグのチームのキャンプ地としても有名です。食べ物も美味しく、宮崎牛、チキン南蛮、マンゴー、日向夏、ピーマンなどの特産品がたくさんあります。

さて、当事務所は、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉や行政のご担当者向けに、「支援者相談ダイヤル」というホットラインを開設しています。支援者の方が悩まれた際にお電話を一本頂ければ、スタッフ弁護士がまずは簡単なアドバイスをします。

さらに、市民の方が法律相談の必要があるけれども、障がいなどにより法テラスまで来ることができないようなケースでは、弁護士が出張しての相談も行っています。成年後見や債務整理に関するお問合せが多いですが、最近では災害の被害も増え、台風で屋根が飛ばされた等のご相談もあります。

また、当事務所は、県内各地で法テラスの業務説明や講演会なども行っています。昨年度は、「成年後見制度と法テラスの利用」・「高齢者の権利擁護に関する身近な法律问题（講演とグループワーク）」・「成年後見制度と福祉医療関係者が知っておくべきこと（医療同意、

身元引受、死後事務」などの講演を行いました。さらに、職員と協力して模擬ケース会議（法テラス井戸端会議）や、市民の方向けの遺言相続に関する寸劇とクイズ大会を行ったこともあります。企画の準備は大変でしたが、高校の文化祭のような楽しさもあり、当日は、参加した皆さんにも楽しんでもいただきました。

皆様の要望にお応えした内容の講演にするとともに、難しいと思われがちな法律を楽しく親しみやすく感じていただけるよう、工夫して面白い企画ができたらと考えております。

法テラスが皆様にとって、親しみやすく頼れる存在であるために、職員一同日々努力して参りますので、これからも法テラスをご活用ください。

### 太田 圭一 弁護士

2009年弁護士登録。司法過疎問題に取り組みたいと思いスタッフ弁護士に。福岡、対馬、松本を経て宮崎に。最近うれしかったことは、幹事を務めていた研修が無事に終わって肩の荷が下りたこと。

### 佐々木 美智 弁護士

2017年弁護士登録。岩手県出身千葉県育ち。東京で養成を受け、本年宮崎にきました。趣味はおいしいものを食べること。初の九州上陸ですが、おいしいものがたくさんあり、幸せいっぱいです。

佐々木 美智 弁護士

太田 圭一 弁護士

ほうてらす  
2019  
SEPTEMBER 10

## 法律をもっと身近に。 法テラスの5つのしごと。

2006年、法テラス（日本司法支援センター）は設立されました。

それまでの日本では、全国の相談窓口がひとつになっていないことから

必要な情報にたどり着けない人がいたり

弁護士がいない地域もありました。

お金がなくて弁護士を頼めないという人もいました。

そこで、公平な裁判を受ける権利を保障するため

日本国憲法の理念をより一層実現するため

最高裁判所や法務省、日本弁護士連合会や

日本司法書士会連合会などの官民が力を合わせ

いつでもどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報や

サービスの提供を受けられる社会にしようと

### 情報提供

生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を、電話やメールで無料でご案内していきます。ごなだでも、何回でもご利用いただけます。

法テラスサポートダイヤル

05701078374

平日 9:00~21:00

土曜 9:00~17:00

（祝日・年始年末を除く）

### 民事法律扶助

●経済的に余裕のない方に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用の立替え」をしています。●認知機能が十分でない方に、出張で「法律相談」をしています。●政令で指定する大規模災害の被災者に「無料法律相談」をつづけます。

### 司法過疎対策

弁護士が少ない地域（司法過疎地域）に法律事務所をつくらせます。スタッフ弁護士（法テラスの常勤弁護士、スタ弁）が常駐し、法律相談、民事裁判などの代理、刑事弁護などの法律サービスをしています。

### 国選弁護等関連

●国選弁護人等になるうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の締結業務をしています。●刑事事件で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人等候補者の指名・通知業務をしています。●国選弁護人等へ報酬・費用の算定・支払業務をしています。

### 犯罪被害者支援

●犯罪の被害に遭われた方やご家族の方に、相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介をしています。●DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に法律相談をしています。●被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。

